

西宮市運動施設及び西宮市教育文化センター他電気供給業務 仕様書

本仕様書は、西宮市運動施設及び西宮市教育文化センター他（以下「施設」という。）で使用する電気の供給について定めたものである。

1 供給対象

- (1) 対象施設 別紙1のとおり
- (2) 供給場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙1のとおり

2 受電設備の概要

別紙1のとおり

3 予定契約電力及び予定使用電力量

- (1) 予定契約電力 別紙1のとおり
- (2) 予定使用電力量 別紙2のとおり

4 供給期間

令和3年4月1日0時から令和4年3月31日24時とする。

5 供給期間中の各月の電力使用計画

別紙2のとおり

6 需給地点

需要場所における西宮市の構内引込み第1柱上の開閉器電源側接続点

7 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者（旧一般電気事業者）の所有とする。

8 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じとする。

9 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

10 検針日及び計量

- (1) 検針日は原則毎月1日とする。

(2) 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。

なお、使用電力量の単位は、1 kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

11 料金体系

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。

12 料金の計算

毎月の電気料金は、次の(1)から(2)に掲げる料金を合算した額とし、消費税及び地方消費税額を含む。

(1) 基本料金

(電力基本料金単価×契約電力×(185%－力率(%))－固有の割引額)

固有の割引額は、電力供給会社の定める算出方法による。

(2) 電力量料金等

(電力量料金単価×使用電力量－固有の割引額±燃料費調整単価×使用電力量)

固有の割引額は、電力供給会社の定める算出方法による。

燃料費調整単価は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)の適用する燃料費調整単価による。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が定める電気供給条件(特別高圧・高圧)による。

13 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とし、その算定式は下記のとおりとする。

なお、単位はパーセント(%)とし、小数点以下第1位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。

【算定式】

$$\text{平均力率}(\%) = \text{有効電力量} \div \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}} \times 100$$

14 支払方法

電力供給会社は検針後速やかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、市は当該請求書が適法であると認めたときは、請求を受けた日から30日以内にその電気料金を支払うこととする。なお、請求書については、契約書と同じ印を押印した紙媒体(原本)を、西宮市運動施設についてはスポーツ推進課、西宮市教育文化センター他については読書振興課へ送付すること。

15 電気の安定供給

(1) 電力供給会社は電気の安定供給を図ること。ただし、以下の場合、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、若しくは中止の申し出が出来る。

ア 電気の需給上やむを得ない場合

イ 電力供給会社の電気工作物に故障が生じ、または、故障が生じるおそれがある場合

ウ 電力供給会社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合

エ 非常変災の場合

オ その他保安上必要がある場合

(2) 一般送配電事業者（旧一般電気事業者）の送電線を使用して電気を託送により供給している場合、(1) ア～オに関して、当該一般送配電事業者（旧一般電気事業者）との継続供給契約で安定供給を図ること。ただし、当該一般送配電事業者（旧一般電気事業者）が供給の中止または制限を申し出るときはこの限りでない。

16 電気の供給を中止または制限した時の料金割引
電気供給会社の約款等によるものとする。

17 供給電力の環境配慮条件

電力供給会社は、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入状況及び環境マネジメントシステムの導入、西宮市内における環境活動への参画と協働、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、別添様式3「適合証明書」に掲げる項目の評価合計が70点以上であること、及び電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示及び算定期間を明示することとし、契約期間中もその条件を維持すること。また、その適合証明書を正副2通作成し提出すること。

18 報告書類等

電力供給会社は、施設別に毎時の使用電力量を毎月報告すること。ただし、毎時の使用電力量を計量できない場合、報告内容は協議によるものとする。

19 その他

(1) 入札価格算定時の力率は100%とすること。

(2) 入札価格算定時には、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びアンシラリーサービス料金は考慮しないこと。

(3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地区を管轄するみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）によるものとする。

(4) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、本市が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこと。

(5) 契約期間中における予定使用電力量を契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。

- (6) 料金その他を計算する場合の端数処理は次のとおりとする。
- ア 合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - イ 消費税及び地方消費税相当額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (7) 本仕様書に記載なき事項については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとし、受給者・供給者両者において協議する。

20 添付資料について

- 別紙1 西宮市運動施設及び西宮市教育文化センター他設備概要一覧表
- 別紙2 西宮市運動施設及び西宮市教育文化センター他電力使用計画表
- 別紙3 西宮市運動施設及び西宮市教育文化センター他電力使用量実績（令和元年度）

以 上